

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	川口市 子ども医療費の支給に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は、子ども医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

子ども医療費の支給に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、秘密保持契約を締結している。

## 評価実施機関名

埼玉県川口市長

## 公表日

令和5年3月1日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	子ども医療費の支給に関する事務								
②事務の内容	<p>子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、小学校就学前までの乳幼児に対する入院・通院医療費、小学校就学後から中学校修了前までの児童の入院・通院医療費の一部を支給することにより、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務</li> <li>・受給資格の確認に関する事務</li> <li>・医療費の支給の実施に関する事務</li> <li>・受給資格証等の更新の申請に係る事実についての審査に関する事務</li> <li>・医療費支給に関する資格内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務</li> </ul> <p>以上の事務において、川口市子ども医療費の支給に関する条例及び同施行規則に基づき、特定個人情報ファイルを使用する。</p>								
③対象人数	<p>[ 10万人以上30万人未満 ]</p> <p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1) 1,000人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満				
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	児童福祉システム								
②システムの機能	<p>以下の機能は、児童福祉システムが有する機能のうち、子ども医療費の支給に関して使用する機能のみ記載している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>子ども医療費受給資格登録台帳管理機能 子ども医療費受給資格情報の管理・照会を行う機能</li> <li>子ども医療費受給資格認定・却下・消滅処理機能 子ども医療費受給資格認定・却下・及び消滅処理、並びに受給資格証・各通知書発行を行う機能</li> <li>子ども医療費支給申請書の審査・支給決定・却下処理機能 子ども医療費支給申請書の審査・支給決定・却下並びに各通知書発行を行う機能</li> <li>子ども医療費支払口座データ作成機能 子ども医療費支払口座データを作成する機能</li> </ol>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 宛名システム等</td> <td>[ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム	[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム	[ ] その他 (	)
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム								
[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム								
[ ] その他 (	)								

システム2	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	<p>1. 当初課税前処理機能 課税客体の把握および関係者への通知を行い、申告受付の準備を行う機能</p> <p>2. 当初異動処理機能 給与支払報告書・年金支払報告書・確定申告書・住民税申告書の各課税資料の登録およびチェックを行う。また、各資料データの合算を行い、当初データを作成する機能</p> <p>3. 当初課税処理機能 合算されたデータをもとに課税計算を行い、特別徴収義務者及び納税義務者に税額決定通知書及び納付書を出力する機能</p> <p>4. 更正処理機能 当初課税処理確定後の異動情報を入力し、決議書・変更通知書等を出力する機能</p> <p>5. 照会・発行処理機能 課税資料及び課税内容にかかる各種データの照会と証明書の即時発行を行う機能</p> <p>6. 扶養・専従者管理処理機能 配偶者・扶養および専従者情報の管理を行い、個人課税データとの整合性をチェックする機能</p> <p>7. 統計処理機能 個人課税データを集計、端数処理、突合チェックを行い、課税状況調の各表を出力する機能</p> <p>8. 年金特別徴収管理機能 eLTAXを経由して年金保険者と連携し、年金特別徴収対象者情報等のデータを登録管理する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
システム3	
①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携システム)
②システムの機能	<p>1. 統合データベース機能 各業務システム間で必要となる連携データを一括管理し、各業務システムへ提供する機能</p> <p>2. 共通データベース機能 業務システム共通で使用するコード変換辞書等の共通データを一元管理し、各業務システムへ提供する機能</p> <p>3. バッチマスタ機能 統合データベースのテーブルを複製し、各業務システムのバッチ処理向けに提供する機能</p> <p>4. 共通機能 利用者が業務システムを利用する際に、共通的に必要となる機能</p> <p>5. 運用管理機能 基幹系システム全体のジョブ管理・システム監視・サーバ資源管理を行う機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ <input checked="" type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 個別業務システム )</p>

システム4	
①システムの名称	団体内統合宛名システム(宛名システム等)
②システムの機能	<p>1. 中間サーバ連携機能 東西クラウドセンターに設置される中間サーバと連携するための機能 ・送信データ作成機能、送受信管理機能 ・庁内システムとの連携機能</p> <p>2. 統合データベース連携機能 中間サーバとの連携に必要な情報を統合データベースから情報提供データベースに作成する機能 ・文字コード変換処理機能 ・情報提供データベースのデータ自動作成機能 ・宛名紐付自動作成機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム            [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバ )</p>
システム5	
①システムの名称	税宛名管理システム
②システムの機能	<p>1. 宛名情報更新機能 住登外者(転出者、死亡者等も含む)及び法人における宛名情報を更新する機能</p> <p>2. 個人番号・法人番号登録機能 住登外者(転出者、死亡者等も含む)及び法人における番号を共通基盤システム内におけるテーブルに更新する機能</p> <p>3. 番号真正性確認機能 番号の真正性確認のため、個人番号及び法人番号を検索する機能</p> <p>4. 番号検索表示機能 番号及び識別番号により番号紐付情報、住登外番号紐付情報、法人番号紐付情報、住登外名寄情報等を検索する機能</p> <p>5. 番号名寄機能 共通基盤システム内における住登外番号紐付情報テーブル、法人番号紐付情報テーブル、住登外名寄情報テーブル等に個人番号及び法人番号と宛名番号との親子関係を紐付け、更新する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム            [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>

システム6	
①システムの名称	生活保護システム
②システムの機能	<p>1. 生活保護台帳管理機能  ・生活に困窮し相談及び申請の受付をした相談者及び申請者の情報を、システム内に記録する機能  ・申請者の生活状況、資産状況等の調査に応じて、保護の開始決定をする機能  ・対象者の生活状況等に応じて、保護の停止および廃止の決定を行う機能</p> <p>2. 扶助費給付機能  ・生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の各扶助を窓口支給、口座振替、現物給付等の方法で支給する機能</p> <p>3. 返還決定機能  ・不適正に支給された扶助費について返還決定をし、徴収金の管理を行う機能</p> <p>4. 生活状況記録機能  ・対象者の居住地へ訪問し聞き取りをした生活状況等を、システム内に記録する機能</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )
システム7	
①システムの名称	障害者福祉システム
②システムの機能	<p>以下の機能は、障害者福祉システムが有する機能のうち、重度心身障害者医療費の助成に関して使用する機能のみ記載している。</p> <p>1. 重度心身障害者医療費受給資格登録管理機能  重度心身障害者医療費受給資格情報の管理・照会を行う機能</p> <p>2. 重度心身障害者医療費受給資格認定・却下・消滅処理機能  重度心身障害者医療費受給資格認定・却下・及び消滅処理、並びに受給者証・各通知書発行を行う機能</p> <p>3. 重度心身障害者医療費支給申請書の審査・支給決定・却下処理機能  重度心身障害者医療費支給申請書の審査・支給決定・却下並びに各通知書発行を行う機能</p> <p>4. 重度心身障害者医療費支払口座データ作成機能  重度心身障害者医療費支払口座データを作成する機能</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )

システム8									
①システムの名称	国民健康保険システム								
②システムの機能	<p>1. 資格・賦課機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳情報管理機能:住所、氏名、世帯情報等の管理・更新をする機能。</li> <li>・被保険者資格管理機能:取得・喪失・変更の資格情報や履歴を管理する機能。</li> <li>・保険証発行機能:保険証、資格証明書の印刷や発行履歴を管理する機能。</li> <li>・保険税賦課機能:所得情報の更新や減免・減額、被保険者資格の異動に伴う保険税額を計算する機能。</li> <li>・限度額認定証の印刷及び交付履歴を管理する機能。</li> <li>・高齢証の印刷及び交付履歴を管理する機能。</li> <li>・資格継続事務に関する機能。</li> </ul> <p>2. 徴収・収納機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険税納付書発行機能:保険税の納付書を発行する機能。</li> <li>・収納管理機能:保険税の収納状況及び滞納状況を管理し、督促状等の滞納関連帳票を出力する機能。過誤納金がある際に、還付・充当処理により還付等関連帳票を出力する機能。</li> <li>・口座振替管理機能:保険税の口座振替を管理し、口座振替関連帳票を出力する機能。</li> </ul> <p>3. 給付機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・療養給付の履歴を管理する機能。</li> <li>・高額療養費、療養費の支給処理及び支給履歴を管理する機能。</li> <li>・出産育児一時金、葬祭費の支給履歴を管理する機能。</li> <li>・高額該当回数を引き継ぎ事務に関する機能。</li> </ul>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] その他 (</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム	[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム	[ ] その他 (	)
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム								
[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム								
[ ] その他 (	)								







<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
子ども医療費受給者台帳ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項</li> <li>・川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条</li> </ul>
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[ 実施する ]</div> <div style="text-align: right;"> <small>&lt;選択肢&gt;</small>            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </div> </div>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第9号</li> <li>・川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第4項</li> </ul>
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	川口市 子ども部 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療費受給者台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	子ども医療費受給資格者および配偶者・対象子ども
その必要性	子ども医療費を支給するにあたり、福祉世帯にまつわる各種情報を参照する必要があるため
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 個人番号：子ども医療費受給資格者および配偶者・対象子どもを正確に特定するため</li> <li>② その他識別情報：子ども医療費受給資格者および配偶者・対象子どもを正確に特定するため</li> <li>③ 4情報：子ども医療費受給資格者および配偶者・対象子どもを正確に特定するため</li> <li>④ 連絡先：子ども医療費受給資格者への連絡などに使用するため</li> <li>⑤ その他住民票関係情報：川口市への住民登録状況及び世帯状況などの支給要件を確認するため</li> <li>⑥ 地方税関係情報：子ども医療費受給資格者および配偶者の所得状況を把握し、所得限度額に基づき資格の有無の決定を行うため</li> <li>⑦ 医療保険関係情報：他制度の受給資格の有無を確認し、資格の優先順位をつけるため</li> <li>⑧ 児童福祉・子育て関係情報：申請者からの聴き取り情報等の特記事項を把握し、受給資格者・配偶者・対象子どもとして適正に登録・支給等を行うため</li> <li>⑨ 生活保護・社会福祉関係情報：他制度の受給資格の有無を確認し、資格の優先順位をつけるため</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年4月1日
⑥事務担当部署	子ども育成課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、市民税課、生活福祉1課・2課、障害福祉課、国民健康保険課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 共済組合等 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他自治体 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( 埼玉県国民健康保険団体連合会、全国健康保険協会埼玉支部、健康保険組合等 )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	申請に基づき、受給資格の確認をし、子ども医療費を適正に支給するため	
④使用の主体	使用部署	子ども育成課・芝支所・新郷支所・神根支所・安行支所・戸塚支所・鳩ヶ谷支所・川口駅前行政センター
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 [ <input type="checkbox"/> ]         <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<p>・本人(代理人)の同意、評価実施機関内の他部署、行政機関等により、紙・庁内連携システム・情報提供ネットワークシステムを経由し得た情報を、児童福祉システムへ取り込み、参照する。</p> <p>・子ども医療費受給資格登録台帳の適正管理のため、必要に応じシステムより住民税関係情報や医療保険給付関係情報などの必要項目を検索・抽出し、内容に変更があった場合は、随時再審査を行う。</p>	
	情報の突合	認定請求及び各種届出書類の審査のため、各種届出書類等の内容と庁内他部署や情報提供ネットワークシステム等から入手した情報を突合する。
⑥使用開始日	平成28年4月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 3 ) 件	
<b>委託事項1</b> 子ども医療費受給資格登録申請書出力、封入封緘委託業務		
①委託内容 子ども医療費受給資格登録申請書の出力、封入封緘を委託するもの		
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名 光ビジネスフォーム株式会社 さいたま営業所		
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。
	⑥再委託事項	申請書の出力、封入封緘業務の一部
<b>委託事項2</b> 福祉総合システム保守・運用		
①委託内容 子ども医療費システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等		
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名 株式会社アイネス 公共営業第一部		
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項3</b> 電算データ入力委託		
①委託内容 医療費支給申請書の情報を電子データとして納品させる		
②委託先における取扱者数	[ 100人以上500人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名 日本情報産業株式会社		
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。
	⑥再委託事項	データ入力の一部(業務量が増大する時期、感染症発生時の業務継続性確保のため)

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 3 ) 件 [ ] 行っていない
移転先1	川口市 子ども育成課
①法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
②移転先における用途	ひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務
③移転する情報	子ども医療費関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="margin-right: 10px;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="font-size: small;">           1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	川口市子ども医療費支給制度の対象子どもであって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先2	川口市 生活福祉1課・2課
①法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
②移転先における用途	生活保護に関する事務(生活に困窮する日本の国籍を有しない者を含む)
③移転する情報	子ども医療費関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="margin-right: 10px;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="font-size: small;">           1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	川口市子ども医療費支給制度の対象子どもであって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>移転先3</b>	川口市 障害福祉課
①法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
②移転先における用途	重度心身障害者医療費の助成に関する事務
③移転する情報	子ども医療費関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	川口市子ども医療費支給制度の対象子どもであって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>	
保管場所 ※	<川口市における措置> 生体認証を行っている電算機室のオートロック扉の内部。サーバへのアクセスにはユーザID・パスワードの認証が必要。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
<b>7. 備考</b>	

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1	子ども住民コード	57	受給者番号	113	支払解除フラグ
2	子ども氏名	58	有効期間開始日	114	発行年月日
3	子ども氏名カナ	59	有効期間終了日	115	回収区分
4	子ども生年月日	60	助成区分	116	回収年月日
5	子ども年齢	61	被用区分	117	回収担当者
6	子ども性別	62	給付区分	118	保護者送付先郵便番号
7	子ども住民区分	63	制度区分	119	保護者送付先住所
8	子ども住所	64	費用区分	120	保護者送付先方書
9	子ども方書	65	公費負担者番号	121	保護者送付先カナ氏名
10	子ども住民となった日	66	本国名使用有無フラグ	122	保護者送付先氏名
11	子ども住民となった事由	67	保護者本国名使用有無フラグ	123	記号番号
12	子ども住民でなくなった日	68	保険種別コード	124	レセプト_枝番
13	子ども住民でなくなった事由	69	被保険者住民コード	125	レセプト_被用区分
14	保護者住民コード	70	記号番号	126	レセプト_医療制度
15	保護者氏名	71	銀行コード	127	レセプト_課税状況
16	保護者氏名カナ	72	銀行名カナ	128	レセプト_受診者住民コード
17	保護者生年月日	73	支店コード	129	レセプト_受診者氏名
18	保護者性別	74	支店名カナ	130	レセプト_受診者性別
19	保護者住所	75	口座番号	131	レセプト_受診者生年月日
20	保護者方書	76	口座名義人カナ	132	レセプト_受診者受給者番号
21	本人から見た続柄	77	メモ情報	133	レセプト_医療機関コード
22	該当日	78	送付先カナ氏名	134	レセプト_入外コード
23	非該当日	79	送付先漢字氏名	135	レセプト_診療日数
24	山林所得	80	送付先郵便番号	136	レセプト_負担割合
25	商品先物所得	81	送付先住所	137	レセプト_公費負担者番号
26	商品先物所得	82	送付先方書	138	レセプト_総医療費
27	総所得金額	83	居住地カナ氏名	139	レセプト_自己負担額
28	退職所得	84	居住地漢字氏名	140	レセプト_窓口負担額
29	特別控除前譲渡所得	85	居住地郵便番号	141	レセプト_薬剤一部負担額
30	特別控除前譲渡所得	86	居住地住所	142	レセプト_他法公費番号
31	土地等事業所得	87	居住地方書	143	レセプト_他法公費負担額
32	本人普通障害該当	88	申請書枝番	144	レセプト_他法一部負担額
33	寡婦夫区分	89	診療年月	145	レセプト_附加給付額
34	勤労学生該当	90	初診日	146	レセプト_高額療養費
35	医療費控除	91	診療終了年月日	147	レセプト_公費負担額
36	雑損控除	92	医療機関コード	148	レセプト_収入額
37	社会保険料控除	93	診療科コード	149	入院有効期間開始日
38	小規模共済等控除	94	入外コード	150	入院有効期間終了日
39	本人特別障害該当	95	診療日数	151	市民税滞納の有無
40	その他障害扶養	96	総医療費	152	固定資産税都市計画税滞納の有無
41	特別障害扶養	97	自己負担金額	153	軽自動車税滞納の有無
42	高齢者該当	98	一部負担額	154	国民健康保険税滞納の有無
43	控除対象配偶者	99	薬剤負担額	155	市立幼稚園保育料滞納の有無
44	0~15歳の扶養数	100	その他調整額	156	留守家庭児童保育料滞納の有無
45	生計維持児童数	101	附加給付額	157	保育所保育料滞納の有無
46	その他扶養数	102	高額療養費	158	学校給食費滞納の有無
47	特定扶養数	103	公費負担額		
48	老人扶養数	104	他公費負担額		
49	申請種別	105	他公費項目コード		
50	申請理由	106	他公費項目		
51	申請年月日	107	判定結果		
52	事由発生年月日	108	支払日		
53	決定年月日	109	却下事由		
54	決定内容登録日	110	支払方法		
55	決定結果	111	振込結果		
56	決定理由	112	強制修正フラグ		



### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療費受給者台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1. 住民からの入手</p> <p>① 住民からの申請情報入手の際は、申請書に受給資格者本人の住所・氏名（漢字・カナ）・生年月日を記入してもらう。その際、窓口対応者が記入方法の指導と内容の確認を行い、誤りのないようにする。</p> <p>② 住民からの情報入手にあたっては、対象者以外の情報を入手することのないよう、受給資格者本人の個人番号カード又は通知カード、及び番号法、番号法施行令及び番号法施行規則に定めるものの確認を厳格に行う。なお、申請者が代理人であっても、当該申請書に記入する内容は受給資格者本人の情報であることを事前に注意喚起する。</p> <p>③ 不足書類等で後日提出された申請等情報や他市町村からの連絡通知について、川口市の住民基本台帳と4情報が適合するか確認し、対象者であるか判断する。</p> <p>2. 他部署からの入手</p> <p>対象者の宛名番号および氏名、生年月日、住所、性別等を正確に伝達し、別人と誤ることのないよう一意性を確保した照会・回答を行う。</p> <p>3. 他市町村からの入手</p> <p>前住所地に所得照会した場合の通知の記載内容と対象者情報を照合し、一意性に疑問がある場合は、通知元市町村への問い合わせにより確認する。</p>
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	児童福祉システムに対して、不要なアクセスができないよう、利用権限の設定等、適切なアクセス制御対策を実施している。
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[    行っている    ]            <選択肢> 1) 行っている            2) 行っていない
具体的な管理方法	ユーザIDによる識別とパスワード設定されたICカードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・操作履歴(アクセスログ・操作者ログ)を記録する。</li> <li>・児童福祉システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行う。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

**4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託** [ ] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>データの秘密保持に関する事項</li> <li>再委託の禁止又は制限に関する事項</li> <li>情報資産の第三者への提示の禁止に関する事項</li> <li>事故発生時における報告義務に関する事項</li> <li>情報資産の保護状況の検査の実施に関する事項</li> <li>前記各事項の定め違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項</li> </ul>		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	-		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

-

**5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）** [ ] 提供・移転しない

リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	「情報資産利用依頼書」の提供を受け、番号法の条文に適しているか否かを判断し、移転を行う。		
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>川口市情報セキュリティポリシーに則し、情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。</li> <li>違反行為を行った場合は、個人情報の保護に関する法律の罰則規定により措置を講じる。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

-

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
--------------	---	--	--

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	---

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容			
--------------	--	--	--

リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----	---

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			
---	--	--	--

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-
再発防止策の内容	-
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

8. 監査	
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[    ] 十分に行っている                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;川口市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対して、情報セキュリティポリシーに基づく研修や、個人情報保護に関する研修を実施している。</li> <li>・委託業者に対しては、契約内容に秘密保持に関する規定を設けている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</li> </ul>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	川口市総務部行政管理課情報公開文書係 川口市青木2-1-1 048-258-1641
②請求方法	個人情報の保護に関する法律第76条第1項、第90条第1項及び第98条第1項に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。
③法令による特別の手続	川口市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載(令和5年4月1日～)。
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	川口市総務部行政管理課情報公開文書係 川口市青木2-1-1 048-258-1641
②対応方法	・苦情受付時に苦情処理受付票を起票し、苦情に対する対応について記録を残す。 ・情報漏洩等の事実確認を行うために、標準的な処理手順を定めている。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年3月2日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	-
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	-
②方法	-
③結果	-

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月18日	I 基本情報－3個人番号の利用－法令上の根拠	番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条	川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条	事後	文言整理であり、重要な変更には該当しない
平成28年10月18日	I 基本情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第14号 ・番号法第19条第14項に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)第2条	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第4項	事後	番号法の改正に基づく号番号の変更、及び根拠となる条例の追加であり、重要な変更には該当しない
平成28年10月18日	II 特定個人情報ファイルの概要－4特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項1－③委託先名	光ビジネスフォーム株式会社 さいたま営業所	日本通信紙株式会社 埼玉出張所	事後	入札による委託業者変更で、重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	II 特定個人情報ファイルの概要－4特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項1－③委託先名	日本通信紙株式会社 埼玉出張所	光ビジネスフォーム株式会社 さいたま営業所	事後	入札による委託業者変更で、重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	III リスク対策－7 特定個人情報の保管・消去－⑨ 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	重大事故の発生により記載するもの。
平成29年10月25日	III リスク対策－7 特定個人情報の保管・消去－⑨ 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－その内容	—	・個人情報を含む情報資産が保存されたハードディスクドライブの盗難。 ・平成28年10月7日(金)、職員が業務時間終了後に開催された職場の懇親会にてアルコール飲料を摂取。帰宅途中の翌8日(土)の午前1時ごろ、大宮駅西口ロータリーのベンチで居眠りをした際に、鞆の中から財布とともに個人所有のHDD(容量1TB)を盗難されたもの。 ・盗難されたHDDに記録されていた情報は、現所属である公園課及び過去に所属した職場のデータで、個人情報を含む約1万7千ファイル。	事後	重大事故の発生により記載するもの。

平成29年10月25日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－再発防止策の内容	—	本事案の発生を受け、データの外部持ち出し制限等以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。 ・各課におけるUSBメモリやハードディスクなどの外部記録媒体の所持状況を調査。 ・各課における外部記録媒体の管理方法（鍵付き書庫等での保管、使用後のデータ削除を行う等）について、情報セキュリティ監査での確認を順次実施。 ・端末管理ソフトによる外部記録媒体の利用制限を実施。	事後	重大事故の発生により記載するもの。
平成30年11月15日	I 基本情報－6.評価実施機関における担当部署－②所属長の役職名	子ども育成課長 板倉 誠	子ども育成課長	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
平成30年11月15日	II 特定個人情報ファイルの概要－4特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項3－③委託先名	日本情報産業株式会社	富士ソフトサービスビューロ株式会社	事後	入札による委託業者変更で、重要な変更には該当しない
平成30年11月15日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－その内容	・個人情報を含む情報資産が保存されたハードディスクドライブの盗難。 ・平成28年10月7日（金）、職員が業務時間終了後に開催された職場の懇親会にてアルコール飲料を摂取。帰宅途中の翌8日（土）の午前1時ごろ、大宮駅西口ロータリーのベンチで居眠りをした際に、鞆の中から財布とともに個人所有のHDD（容量1TB）を盗難されたもの。 ・盗難されたHDDに記録されていた情報は、現所属である公園課及び過去に所属した職場のデータで、個人情報を含む約1万7千ファイル。	【ケース1】個人情報を含む情報資産が保存されたハードディスクドライブの盗難。 ・平成28年10月7日（金）、職員が職場の懇親会にてアルコール飲料を摂取。帰宅途中の翌8日（土）の午前1時ごろ、駅のロータリーで居眠りをし、鞆の中から個人所有のHDD（容量1TB）を盗まれた。 ・盗難にあったHDDに記録されていた情報は、現所属である公園課及び過去に所属した職場のデータで、個人情報を含む約1万7千ファイル  【ケース2】公営競技事務所において、選手の「賞金振込データ」が入ったUSBメモリを紛失。 ・平成29年11月18日（土）、選手に支払う賞金の振込みデータを、データの管理室でUSBメモリに保存。クリアファイルに入れ、別棟にある事務所にもどり、振込担当職員の机の上にファイルを置いた。20日（月）振込作業を行おうとして、USBメモリがないことに気づいた。 ・紛失したUSBメモリに保存されていたデータは、対象選手のカナ氏名・振込金額など延べ1,457名分（実人数352名分）	事後	重大事故の発生により追加記載するもの。



平成30年11月15日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－再発防止策の内容	<p>本事案の発生を受け、データの外部持ち出し制限等以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各課におけるUSBメモリやハードディスクなどの外部記録媒体の所持状況を調査。</li> <li>・各課における外部記録媒体の管理方法（鍵付き書庫等での保管、使用後のデータ削除を行う等）について、情報セキュリティ監査での確認を順次実施。</li> <li>・端末管理ソフトによる外部記録媒体の利用制限を実施。</li> </ul>	<p>【ケース1】データの外部持ち出し制限等以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各課におけるUSBメモリやハードディスクなどの外部記録媒体の所持状況を調査。</li> <li>・各課における外部記録媒体の管理方法（鍵付き書庫等での保管、使用後のデータ削除を行う等）について、情報セキュリティ監査での確認を平成29年度までに実施。</li> <li>・端末管理ソフトによる外部記録媒体の利用制限を実施。</li> </ul> <p>【ケース2】公営競技事務所において、以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報が記録されている媒体を運搬する場合は、鍵付きのケースに格納し、暗号化またはパスワードを設定する。</li> <li>・振込処理終了後は媒体内のデータを消去する。</li> <li>・個人情報が記録されている媒体の引継ぎには、複数の職員で対応し、引継ぎ業務の記録を残す。</li> <li>・保管場所を定め施錠管理を行う。</li> </ul>	事後	重大事故の発生により追加記載するもの。
令和2年10月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－4特定個人情報ファイルの取り扱いの委託－委託事項3-③委託先名	富士ソフトサービスビューロ株式会社	日本情報産業株式会社 ※委託先変更に伴い、②、④～⑥変更あり。	事後	入札による委託業者変更で、重要な変更には該当しない。
令和2年10月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－6特定個人の保管・消去－保管場所	<p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。</li> <li>・略</li> </ul>	<p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</p> <p>②略</p>	事後	国の記載例により記載変更

令和2年10月22日	Ⅲリスク対策－6情報提供ネットワークシステムとの接続－リスク1－リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>・略</p> <p>(※1)略</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)略</p>	<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②略</p> <p>(※1)略</p> <p>(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3)略</p>	事後	国の記載例により記載変更
令和2年10月22日	Ⅲリスク対策－6情報提供ネットワークシステムとの接続－情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>・略</p> <p>・略</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>・略</p> <p>・略</p> <p>・略</p> <p>・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①略</p> <p>②略</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①略</p> <p>②略</p> <p>③略</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	事後	国の記載例により記載変更
令和2年10月22日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－その内容	【ケース1】略 【ケース2】略	【ケース1】を削除し、【ケース2】のみ掲載。	事後	事故発生から3年経過したため、ケース1を削除するもの。
令和2年10月22日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－再発防止策の内容	【ケース1】略 【ケース2】略	【ケース1】を削除し、【ケース2】のみ掲載。	事後	事故発生から3年経過したため、ケース1を削除するもの。

令和2年10月22日	Ⅲリスク対策－9従業員に対する教育・啓発－具体的な方法	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</li> </ul>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>	事後	国の記載例により記載変更
令和2年10月22日	Ⅳ開示請求、問合せ－特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求－②請求方法	川口市個人情報保護条例第15条に基づき、開示請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	川口市個人情報保護条例第14条第1項、第24条第1項及び第28条の3に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	事後	第15条は「開示請求」に関する条項であるため、開示・訂正・利用停止請求のそれぞれについて掲載するもの。
令和2年10月22日	Ⅴ評価実施－手続き①実施日	平成28年1月29日	令和2年10月22日	事後	評価書の再実施における日付の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和4年3月2日	Ⅰ関連情報－5 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号</li> <li>・川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第4項</li> </ul>	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第9号</li> <li>・川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第4項</li> </ul>	事後	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う号ずれにかかる変更
令和4年3月2日	Ⅰ関連情報－6評価実施機関における担当部署－①部署	川口市子ども部子ども育成課	川口市子ども部子育て支援課	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和4年3月2日	Ⅰ関連情報－6評価実施機関における担当部署－②所属長の役職名	子ども育成課長	子育て支援課長	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない

令和4年3月2日	Ⅲリスク対策-7特定個人情報の保管・消去-②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	事故発生から3年経過したため、削除するもの。
令和4年3月2日	Ⅲリスク対策-7特定個人情報の保管・消去-②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-その内容	<p>公営競技事務所において、選手の「賞金振込データ」が入ったUSBメモリを紛失。</p> <p>・平成29年11月18日(土)、選手に支払う賞金の振込みデータを、データの管理室でUSBメモリに保存。クリアファイルに入れ、別棟にある事務所にもどり、振込担当職員の名の上にファイルを置いた。20日(月)振込作業を行おうとして、USBメモリがないことに気づいた。</p> <p>・紛失したUSBメモリに保存されていたデータは、対象選手のカナ氏名・振込金額など延べ1,457名分(実人数352名分)</p>	—	事後	事故発生から3年経過したため、削除するもの。
令和4年3月2日	Ⅲリスク対策-7特定個人情報の保管・消去-②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-再発防止策の内容	<p>公営競技事務所において、以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報が記録されている媒体を運搬する場合は、鍵付きのケースに格納し、暗号化またはパスワードを設定する。</li> <li>・振込処理終了後は媒体内のデータを消去する。</li> <li>・個人情報が記録されている媒体の引継ぎには、複数の職員で対応し、引継ぎ業務の記録を残す。</li> <li>・保管場所を定め施錠管理を行う。</li> </ul>	—	事後	事故発生から3年経過したため、削除するもの。
令和5年3月1日	Ⅲ リスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転-リスク:不正な提供・移転が行われるリスク-その他の措置の内容	<p>・川口市情報セキュリティポリシーに則し、情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。</p> <p>・違反行為を行った場合は、個人情報保護条例の罰則規定により措置を講じる。</p>	<p>・川口市情報セキュリティポリシーに則し、情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。</p> <p>・違反行為を行った場合は、個人情報の保護に関する法律の罰則規定により措置を講じる。</p>	事前	令和5年4月1日施行の個人情報の保護に関する法律改正に伴う変更

令和5年3月1日	IV 開示請求、問合せ－1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求－②請求方法	川口市個人情報保護条例第14条第1項、第24条第1項及び第28条の3に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	個人情報の保護に関する法律第76条第1項、第90条第1項及び第98条第1項に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	事前	令和5年4月1日施行の個人情報の保護に関する法律改正に伴う変更
令和5年3月1日	IV 開示請求、問合せ－1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求－③法令による特別の手続き	—	川口市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載(令和5年4月1日～)。	事前	令和5年4月1日施行の個人情報の保護に関する法律改正に伴う変更